避雷設備の指定

平成４年７月１日
松戸市消防局告示第2号
〔改正経過〕平成４年１０月１日
松戸市消防局告示第5号
平成１８年１１月2日
松戸市消防局告示第1号
令和8年１０月１９日
松戸市消防局告示第4号

松戸市火災予防条例（昭和４８年松戸市条例第４４号）第１８条第１項の規定により避雷設備を、次のとおり指定する。

ＪＩＳ　Ｚ９２９０－３－２０１９（建築物等の雷保護（避雷針））

附　則　（平成４年７月１日松戸市消防局告示第２号）

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則　（平成４年１０月１日松戸市消防局告示第５号）

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則　（平成１８年１１月２日松戸市消防局告示第１号）

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、現に旧規格の規定に基づいて設置されている建築物の避雷設備（避雷針）については、なお従前の例による。

附　則　（令和８年１０月１９日松戸市消防局告示第４号）

（施行期日）

この告示は、公示の日から施行する。